

農地法第3条許可に係る下限面積 (農地法第3条第2項第5号) について

平成23年度に農地法第3条の許可を受け、市内のうちの権利取得(設定)をおこなう際の下限面積は、市内全域で50アール(農地法本則のとおり)です。

これは、農業センサス及び利用状況調査の結果などから、農業委員会農地部会にて審査し、決定したものです。